

東京都北区生活安全推進プラン



令和 7 年 2 月
東京都 北 区

は じ め に



東京都北区長
やまだ 加奈子

区では、「安全・安心No.1の北区」を目指して、区民の生活安全に関する意識の向上と地域における犯罪の防止に取り組んでいます。

平成15年12月には「東京都北区生活安全条例」を制定するとともに、条例の具体化を図るため、平成19年8月に「北区生活安全推進プラン」を策定し、様々な施策を推進してまいりました。

区内の刑法犯認知件数は、ピークにあった平成12年（2000年）の7,809件から減少傾向が続き、令和4年（2022年）には1,926件となり、施策の推進による成果は認められていますが、令和5年には2,052件と増加しており、特殊詐欺や自転車盗などの区民の生活に密着した犯罪が発生している上、SNS型投資詐欺などの新たな手口の犯罪も現れています。

また、区では、令和6年（2024年）3月に北区基本計画2024を策定し、新たな北区の将来像を達成するため、区の施策や施策の方向を定めさせていただきます。

このたび、これら犯罪情勢の変化や北区基本計画2024の策定をふまえ、より一層の安全・安心に向けた取り組みを進めるため、本プランの見直しをさせていただきます。

本プランの見直しにあたり、ご協力いただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げますとともに、北区が、安全・安心で快適に暮らし続けられるまちとなるよう、引き続き、区民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年（2025年）2月

目次

第1章 計画の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 生活安全に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 人口の推移や世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 区内の犯罪発生傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 生活安全に対する区民の意識・意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 これまでの主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 国や東京都の生活安全に関する主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 プランの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

- 1 プランの見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 取り組みの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 基本理念の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 7 取り組みの方向性と事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - I 防犯意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - II 防犯活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - III 犯罪の防止に配慮した地域環境づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - IV 子どもの安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - V 防犯のためのしくみづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第4章 計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

- 1 基本的な役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 区における推進体制の整備・・・・・・・・ 46
- 3 国・東京都との連携強化・・・・・・・・ 46
- 4 計画的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

- 北区生活安全条例・・・・・・・・ 47
- 北区生活安全条例施行規則・・・・・・・・ 49

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画の目的

生活安全に関する意識の高揚を図り、地域における犯罪を防止するため、区民、事業者、土地所有者等、関係団体、警察・消防などの関係機関及び区が、相互に連携した活動を行うことで、区民が安全で安心して生活することができる“まち”にすることです。

2. 計画の対象

空き巣などの侵入窃盗、ひったくり、子どもを狙った犯罪、特殊詐欺、放火、万引きなど、住宅や公共空間で起きている、区民の身近で発生するおそれのある犯罪を対象とします。

※防災・交通安全等については、他の条例、計画等により体系化され、推進が図られているため、対象から除外します。

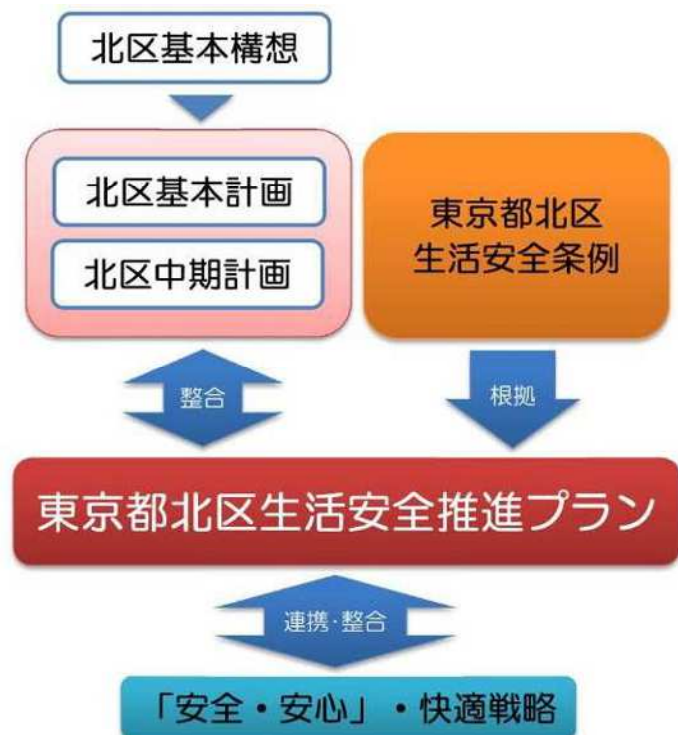
3. 計画の性格

- 「東京都北区生活安全条例」第1条に定める「安心して生活することができるまちづくり」を実現するために策定するものです。
- 区の最上位計画である「北区基本構想」を基本とし、10か年の長期総合計画である北区基本計画や3か年の総合実施計画である北区中期計画を踏まえた、地域の生活安全にかかる個別分野の計画として位置づけられるものです。

4. 計画の期間

北区生活安全推進プラン（以下「プラン」という。）の期間は、北区基本計画及び北区中期計画との整合性を図るため、令和2年度から令和11年度までの10か年とし、「北区基本計画」にあわせ改定や見直しをしていきます。

また、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、柔軟かつ適切に見直しを行うこととします。



第2章 生活安全に関する現状

1. 人口の推移や世帯数

(1) 人口の推移

区の人口は平成31年に35万人を超えており、以降も微増傾向にあります。年齢層別の人口の割合は、令和6年1月1日時点で、0歳から14歳までの年少人口が約10.2%となっており、65歳以上の高齢者人口が約23.6%となっています。

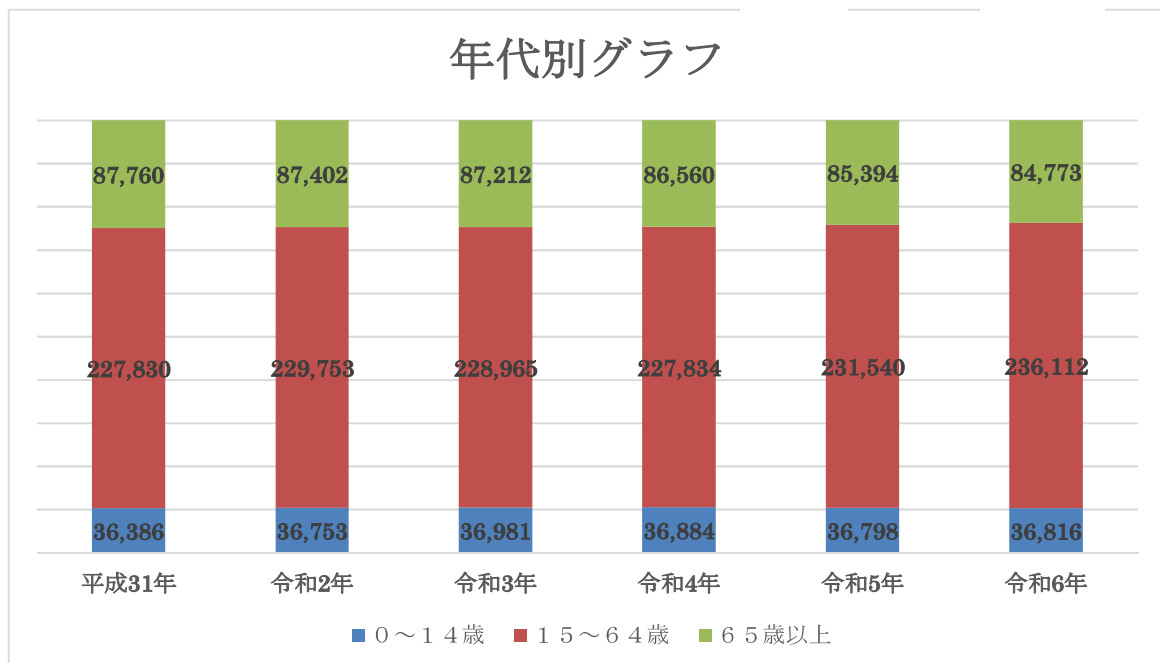
高齢者人口割合は、平成31年以降、微減で推移している一方、年少人口は、平成31年以降、ほぼ横ばいとなっています。

北区の人口推移

(単位:人)

年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	351,976	353,908	353,158	351,278	353,732	357,701
0～14歳	36,386	36,753	36,981	36,884	36,798	36,816
15～64歳	227,830	229,753	228,965	227,834	231,540	236,112
65歳以上	87,760	87,402	87,212	86,560	85,394	84,773
高齢化率	24.9%	24.6%	24.6%	24.6%	24.1%	23.6%

出典:「人口統計表(各年1月1日現在、外国人人口含む)」より



(2) 世帯数

世帯数については、令和2年に18万世帯を超えており、増加傾向が続いています。

令和2年の国勢調査によると、単独世帯は約9万9千世帯と半数以上を占めており、中でも総世帯数に占める65歳以上の単独世帯の割合が約15%と特別区で最も高くなっています。

世帯数の内訳

区 分		世 帯 数	総世帯数に対する割合
総世帯数		189,579 世帯	-
	単独世帯数	99,015 世帯	52.1%
	65歳以上	27,761 世帯	14.6%

(出典:「令和2年国勢調査」より作成)

65歳以上の単独世帯の割合上位5区

順位	区	世 帯 数	65歳以上の単独世帯数	世帯数の中で65歳以上単独世帯の割合
1	北 区	189,579 世帯	27,761 世帯	14.6%
2	荒川区	111,799 世帯	15,281 世帯	13.7%
3	葛飾区	215,709 世帯	29,065 世帯	13.5%
4	足立区	345,010 世帯	45,384 世帯	13.2%
5	台東区	121,557 世帯	15,848 世帯	13.0%

(出典:「令和2年国勢調査」より作成)

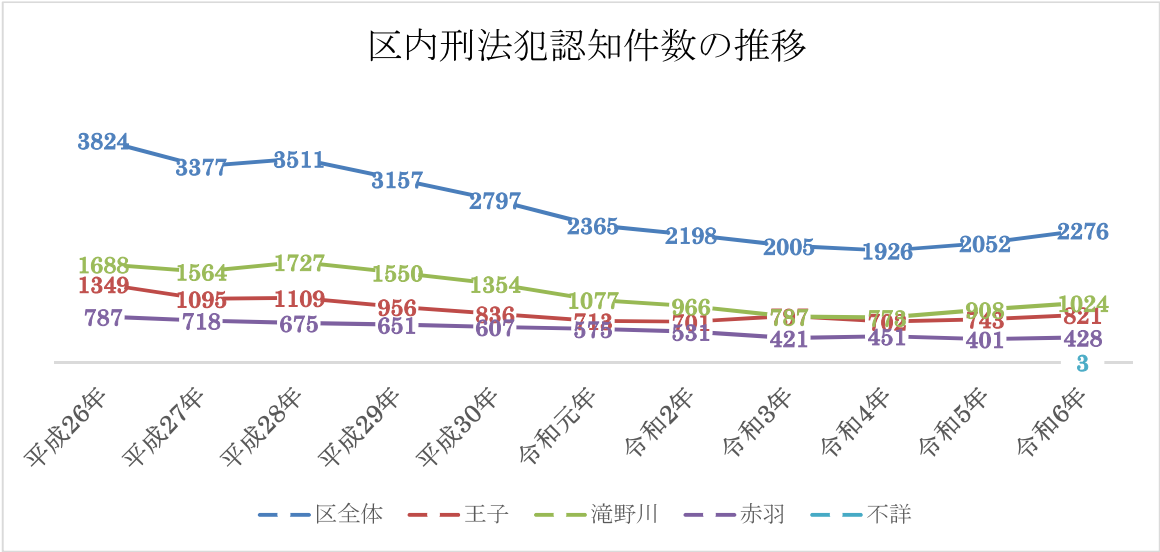


2. 区内の犯罪発生の傾向

区内の刑法犯認知件数は、平成12年以降減少傾向が続き、令和4年には2000件を切りましたが、令和5年には2,052件と増加しており、「自転車窃盗」をはじめとする身近な犯罪が多く発生しています。

また、特殊詐欺については、令和5年に100件を切りましたが、令和6年は127件発生しており、予断を許さない状況となっています。

(単位:件)



(出典:警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」より作成)

特殊詐欺発生状況

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
区 内 合 計	158 件	126 件	120 件	107 件	90 件	127 件
王子警察署	36 件	45 件	44 件	37 件	38 件	44 件
赤羽警察署	76 件	52 件	46 件	35 件	31 件	41 件
滝野川警察署	46 件	29 件	30 件	35 件	21 件	42 件
被 害 額	327,400 千円	264,800 千円	226,621 千円	169,688 千円	153,568 千円	478,595 千円

(出典:北区生活安全推進協議会資料「犯罪発生状況」より作成)

3. 生活安全に対する区民の意識・意向

区が令和3年に実施した北区民意識・意向調査では、重要度が高い施策に「防災・防犯対策の充実」があげられており、居住地域が安全・安心だと「感じる」と「やや感じる」との回答は併せると76%に達しており、逆に居住地域が安全・安心だと「感じない」「あまり感じない」との回答は併せて7%となっています。

また、地域を安全・安心なまちにするための効果的な取組みとして、「防犯灯、防犯カメラなどの設置」が最も高く、次いで防犯パトロールや安全マップづくりなどの地域と連携した活動の充実」や「犯罪や災害等に関する情報の提供・発信」が高くなっています。

令和3年 北区民意識・意向調査(抜粋)

＜地域の安全・安心にかかる評価＞

◇地域が『安全・安心だと感じる』割合は7割強

地域が安全・安心なまちだと感じる割合について、「やや感じる」(49.2%)と「感じる」(26.8%)をあわせた『安全・安心なまちだと感じる』割合は 76.0%である。

なお、居住地区別にみると、赤羽東地区では『安全・安心だと感じる』割合が 65.8%であり、最も高い滝野川東地区(85.7%)と比べ約 20%低い。

＜地域の安全・安心のために力を入れるべきこと＞

◇地域の安全・安心のために必要なこととして『防犯灯、防犯カメラの設置』が約 5 割

安全・安心のために力を入れるべきこととして、「防犯灯、防犯カメラの設置」が 51.1%であり最も割合が高い。次いで、「歩道の改良や自転車専用通行帯の整備など、安全な歩行・自転車通行空間の確保(39.5%)」「防犯パトロールや安全マップづくりなど地域防犯活動の充実(29.0%)」となった。

4. これまでの主な取り組み

区は、区民一人ひとりの防犯意識を高め、関係機関が連携を図るため、平成15年「東京都北区生活安全条例」を制定、平成16年4月1日より施行しました。本条例の目的を達成するため、「東京都北区生活安全推進協議会」を設置し、区内の関係機関や団体の代表者により、様々な取り組みに関する協議を行っています。

また、協議会での検討をふまえ、誰もが安全で安心して生活することのできる地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関と連携した取り組みを行っています。

区の生活安全への取り組み経緯

年 月 日	事 項
平成15年4月1日	警視庁からの派遣警察官(係長級)の受入れ
平成16年4月1日	東京都北区生活安全条例の施行
	総務部副参事(危機管理組織準備担当)設置
平成16年5月13日	北区生活安全推進協議会の設置
平成17年3月26日	北区安全・安心ネットワーク発足

平成17年4月1日	危機管理室長及び同室長付危機管理課設置
	「安全・安心」・快適戦略推進本部設置 ※令和2年度で事業終了
	商店街が設置する防犯カメラへの補助金交付事業開始
平成19年4月1日	危機管理室危機管理課に組織変更
	北区安全・安心パトロール隊発足
平成19年8月1日	北区生活安全推進プラン策定
平成22年4月1日	町会・自治会が設置する防犯カメラへの補助金交付事業開始
平成24年10月1日	北区暴力団排除条例施行
平成24年10月12日	安全で安心なまちづくりに関する覚書締結
平成27年2月	北区生活安全推進プラン改定
平成27年9月17日	危険ドラッグ等に関する覚書締結
平成28年11月28日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた安全・安心なまちづくりに関する覚書締結
平成29年4月1日	警視庁からの派遣警察官の受入れを係長級から課長級へ変更
平成29年10月18日	北区ながら見守り活動に関する協定締結
平成30年12月19日	北区サイバーセキュリティに関する協定締結
令和2年2月	北区生活安全推進プラン改定
令和2年4月	危機管理室生活安全担当課に組織変更
令和4年10月1日	北区客引き行為等の防止に関する条例全部施行

5. 国や東京都の生活安全に関する主な取り組み

(1) 国の取り組み

政府は、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多の約285万件を記録するなど、治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体として犯罪対策を進めることの重要性が認識されました。そこで、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、平成15年12月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定しました。

平成20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、犯罪情勢に即して各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な対策を推進しました。

また、平成25年12月には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れ、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指す「世界一安全な日本」創造戦略」を策定しました。

そして、令和4年12月、人口構成の変化や科学技術の進展など社会の変化に伴う課題に的確に対処し、国民の治安に対する更なる信頼感を醸成し、我が国を世界一安全で安心な国とすべく「世界一安全な日本」創造戦略2022」を策定し、取り組んでいます。

(2) 東京都の取り組み

東京都は、急激な治安の悪化とともに都民の安全に対する不安感が増大したため、平成15年7月に「東京都安全安心まちづくり条例」を制定するとともに、同年10月「東京都安全・安心まちづくり協議会」を設立し、区市町村、事業者及び地域団体等と協働して自主的な犯罪防止活動や犯罪防止に配慮した環境整備を促進してきました。

平成17年8月には「治安の維持こそ最大の都民福祉」を目的として、「東京都青少年・治安対策本部（現・東京都都民安全推進本部）」を設置して総合的かつ効果的な対策を実施してきました。

また、平成27年1月には、東京の治安の現状等を分析した上で、都民の不安感の解消にも目を向け、今後の取り組みの方向性を示した「安全安心 TOKYO 戦略」を策定しました。本戦略により、振り込め詐欺や通学路の安全確保などの喫緊の課題に対応するとともに、地域の取組に重点を置き、行政、警察、地域、企業等の総力を結集して、誰もが安全安心を実感できる社会の実現に向けて取り組んでいます。



東京都安全・安心まちづくり
マスコット「みまもりいぬ」

第3章 プランの基本的な考え方

1. プランの見直しについて

今回、令和6年3月に北区基本計画2024及び北区中期計画が策定されたことを受け、これらとの整合性を図るため、本プランの見直しをいたしました。

これまで本プランで取り組んできた様々な施策は、刑法犯認知件数については、ピークにあった平成12年から大幅に減少しており、令和3年の北区民意識・意向調査においても、地域が安全・安心だと感じている割合が75%を超えるなど、効果が表れているものと考えられます。

しかしながら、区内の刑法犯認知件数が令和5年に増加しており、高齢者を狙った「特殊詐欺」の被害が高止まり状況にある上、「SNS型投資詐欺」や「ロマンス詐欺」など新たな詐欺も現れているなど、区民の生活に不安を与えていると考えられます。

これらを踏まえ、区民の安全・安心を確保するためには、これまで効果を発揮してきた本プランを見直し、重点を絞ったより効果的な取り組みが必要となってきます。



2. 取り組みの視点

区内の生活安全の推進にあたっては、これまでも区民、関係団体や事業者などが一体となって積極的に取り組んできたところです。

今後も、より一層安全で安心なまちにしていくためには、まずは『自分のことは自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る』という自主防犯意識を持ち、その上で、共通の目的と目標を持って取り組んでいくことや、より多くの区民へ活動の輪を広げていくことなどが重要です。そこで、次の4つの視点を踏まえて取り組んでいくこととします。

視点1 一人ひとりが自主的に取り組む

子どもを含め、区民一人ひとりが危険を回避する意識と知識を持ち、必要な行動をとるとともに、地域の生活安全に関して自主的に取り組みます。



視点2 互いに協力して地域ぐるみで取り組む

区民、関係団体、事業者及び警察・区の連携体制を強化し、地域の防犯情報を共有しつつ、相互協力を図りながら、地域ぐるみで取り組みます。



視点3 無理なく継続して取り組む

既に取り組んでいる活動を継続・発展させることを基本としつつ、多様な工夫を凝らして参加の輪を広げ、無理なく継続して取り組みます。



視点4 幅広い視野にたって取り組む

日頃から快適で活力あるまちをつくることが、防犯にも効果があるという観点から、防災やまちづくりなどを含め、幅広い視野にたって取り組みます。



3. 重点課題

本プランでは次の3つを重点課題に設定しています。

◎ 区民生活の身近な場所での犯罪を抑止 ～体感治安の向上～

刑法犯認知件数は減少しているものの、空き巣や自転車盗など、区民生活の身近な場所での犯罪が、区民の不安を高める要因となっています。地域の体感治安の向上を図り、犯罪に遭遇する不安感を解消するため、区民一人ひとりの防犯意識・知識を深め、地域全体の防犯力を高める必要があります。



◎ 子どもの見守り



子どもへの暴行、傷害などの犯罪のほか、不審な声掛けなど犯罪の前兆とも捉えられる事案が発生しています。子どもを犯罪から守るために、子ども自身が犯罪から自分の身を守るための知識や技能等を習得するための環境づくりと、地域における子どもの見守り活動の充実を図る必要があります。

◎ 高齢者の安全・安心

振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺や悪質商法など、高齢者を狙った悪質な犯罪が発生しています。高齢者を犯罪から守るため、防止対策に取り組むとともに、適切な情報提供や身近な場所での相談体制などの充実を図る必要があります。



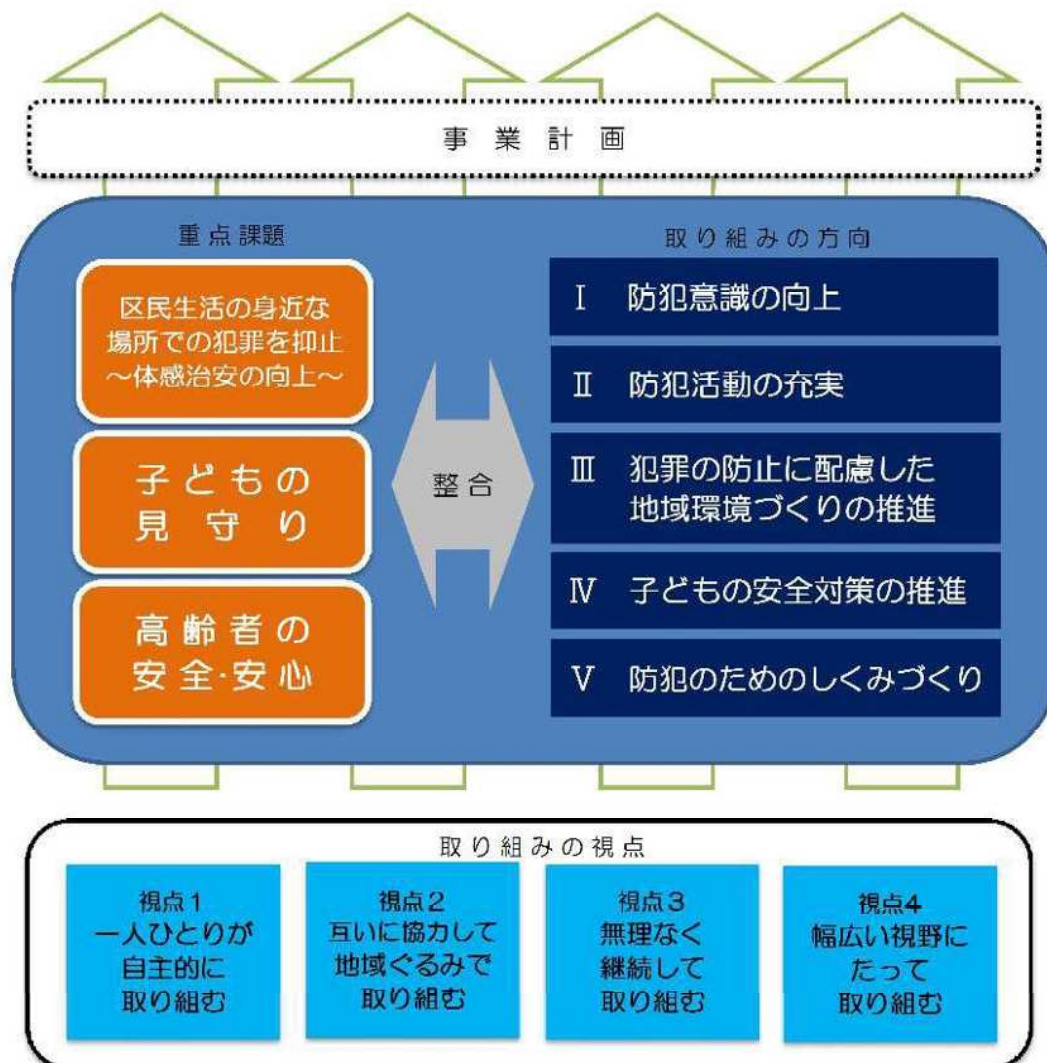
4. 基本理念

区民が安全で安心して生活できる“まちづくり”の実現を目指し、基本理念を「誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり」に定めます。

5. 基本理念の実現

今回の改定では、4つの「取り組みの視点」から、3つの「重点課題」に対し、5つの「取り組みの方向」により、『基本理念』の実現を目指します。具体的な取り組みについては、「事業計画」によりプランを推進します。

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり



6. 体系図

基本理念 取り組みの方向性

事業計画

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり

I 防犯意識の向上

II 防犯活動の充実

III 犯罪の防止に配慮した地域環境づくりの推進

1 防犯啓発活動の推進

- I - 1 - (1) 「北区安全・安心の日」の制定
- I - 1 - (2) 北区地域安全のつどいの開催
- I - 1 - (3) 防犯出前講座の実施
- I - 1 - (4) 防犯キャンペーン活動
- I - 1 - (5) 防犯グッズの配布
- I - 1 - (6) 特殊詐欺対策の実施
- I - 1 - (7) 防災行政無線による注意喚起放送の実施
- I - 1 - (8) 広告掲示物等による啓発活動の実施

2 防犯に関する情報の提供

- I - 2 - (1) 北区ニュースによる情報提供
- I - 2 - (2) ホームページを活用した情報提供
- I - 2 - (3) 北区メールマガジンによる情報提供
- I - 2 - (4) 車両広報による情報提供
- I - 2 - (5) 放送局と連携した情報提供
- I - 2 - (6) 各種会議における情報提供

3 犯罪発生時における迅速な情報の提供

- I - 3 - (1) 不審者情報の提供
- I - 3 - (2) (再掲) ホームページを活用した情報提供
- I - 3 - (3) (再掲) 北区メールマガジンの情報提供
- I - 3 - (4) (再掲) 車両広報による情報提供
- I - 3 - (5) 無線による情報提供

1 防犯パトロール活動の推進

- II - 1 - (1) 地域安全・安心パトロール事業の実施
- II - 1 - (2) 資源持ち去り防止パトロールの実施
- II - 1 - (3) 客引き行為等防止パトロールの実施

2 防犯パトロール活動等への支援

- II - 2 - (1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援
- II - 2 - (2) パトロールマニュアルの配布
- II - 2 - (3) 防犯パトロール向上のための研修の実施
- II - 2 - (4) 合同パトロールの開催への支援
- II - 2 - (5) 歳末防犯・防火パトロールへの実施
- II - 2 - (6) 祭礼時等の合同パトロールへの実施

3 防犯設備の整備に対する支援

- II - 3 - (1) 防犯カメラ設置に対する補助
- II - 3 - (2) 防犯カメラ運営に対する補助

1 施設等の安全対策の推進

- III - 1 - (1) 防犯カメラの設置
- III - 1 - (2) 駐車場・駐輪場管理運営の安全対策の実施
- III - 1 - (3) 共同住宅等の犯罪防止に関する事前協議

2 公園、道路の安全対策の推進

- III - 2 - (1) 公園の安全対策の実施
- III - 2 - (2) 道路の安全対策の実施
- III - 2 - (3) 公園等への防犯カメラ設置

3 地域環境の整備

- III - 3 - (1) 私道防犯灯への支援
- III - 3 - (2) 防犯環境改善対策の実施

1 子どもに対する防犯学習の推進

- Ⅳ-1-(1) 子ども防犯教室の実施
- Ⅳ-1-(2) セーフティ教室の開催
- Ⅳ-1-(3) 地域安全マップの作成
- Ⅳ-1-(4) 子ども安全手帳の配付
- Ⅳ-1-(5) タ焼けチャイムの放送

2 学校等における安全対策の推進

- Ⅳ-2-(1) 不審者対応訓練の実施
- Ⅳ-2-(2) オートロック付き門扉の設置
- Ⅳ-2-(3) 学校周辺の防犯カメラの整備
- Ⅳ-2-(4) 保育園への防犯カメラの設置
- Ⅳ-2-(5) モニター付きインターホンの設置
- Ⅳ-2-(6) 非常通報装置「学校110番」の設置
- Ⅳ-2-(7) 防犯資機材の配備
- Ⅳ-2-(8) 保育園への防犯ブザー等の配備
- Ⅳ-2-(9) 放課後子ども総合プランの推進
- Ⅳ-2-(10) 防犯啓発プレートの設置
- Ⅳ-2-(11) 不審者対応マニュアルの作成・活用

3 通学路等の安全対策の推進

- Ⅳ-3-(1) 警察官による立ち寄り警戒の実施
- Ⅳ-3-(2) 子ども安全ボランティア登録制度の推進
- Ⅳ-3-(3) 子ども110番事業への支援
- Ⅳ-3-(4) 通学路の安全点検の実施
- Ⅳ-3-(5) 遊具点検の実施
- Ⅳ-3-(6) 小学生への防犯ブザーの配付

4 子どもの安全のための連携の推進

- Ⅳ-4-(1) 北区サポートチーム協議会の設置・運営
- Ⅳ-4-(2) 合同連絡会議の開催
- Ⅳ-4-(3) 愛の一声運動の実施
- Ⅳ-4-(4) 子ども見守りネットワークの活用
- Ⅳ-4-(5) 地域ふれあいパトロールの実施

1 地域安全活動への参加促進

- Ⅴ-1-(1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体の募集
- Ⅴ-1-(2) 北区安全・安心情報メール登録者の募集
- Ⅴ-1-(3) 防犯（学生）ボランティアの加入促進
- Ⅴ-1-(4) （再掲）ホームページを活用した情報提供

2 地域における防犯ネットワークの推進

- Ⅴ-2-(1) 各小学校における子ども安全対策協議会の設置
- Ⅴ-2-(2) おたがいさまネットワーク等を活用した見守り体制の充実
- Ⅴ-2-(3) 高齢者虐待防止センターの運営
- Ⅴ-2-(4) 障害者虐待防止センターの運営
- Ⅴ-2-(5) 児童虐待未然防止事業の実施
- Ⅴ-2-(6) 配偶者暴力相談支援センターの運営

3 区民等と区の協働の推進

- Ⅴ-3-(1) 東京都北区生活安全推進協議会の開催
- Ⅴ-3-(2) 暴力団排除にむけたしくみづくりの推進
- Ⅴ-3-(3) インバウンドに対応するための施策の推進
- Ⅴ-3-(4) 北区ながら見守り活動の推進
- Ⅴ-3-(5) 中小企業のサイバーセキュリティ対策の推進

7. 取り組みの方向性と事業計画

I 防犯意識の向上

だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを実現するためには、区民一人ひとりが、防犯に関する知識を深め防犯意識を醸成することが必要です。中でも、高齢者は特殊詐欺など犯罪の対象となりやすいため、特に防犯意識の醸成を図ることが必要です。

そこで、区民等を対象としてさまざまな機会を通じて、防犯に関する知識の醸成を図り、啓発活動を推進します。

1 防犯啓発活動の推進

特殊詐欺や空き巣などの犯罪を防ぐためには、最新の犯罪の手口や対処法などの防犯に関する知識を有し、それを活かしていくことが重要です。

そこで、必要な防犯に関する知識を深めるために、講習会などの機会を設け、防犯意識の向上に努めます。

I - 1 - (1) 「北区安全・安心の日」の制定

所 管 課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察、区民

【概 要】 区民の防犯意識の醸成を図るため、毎月20日を「北区安全・安心の日」と定め、区をはじめ関係諸団体とも連携を図り、各種キャンペーン等を実施する。



警察、商店会等との20日の合同パトロールの様子

I - 1 - (2) 北区地域安全のつどいの開催

所 管 課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察、区民

【概 要】 区民の防犯意識の醸成とともに全国地域安全運動週間の周知を図るため、区をはじめ関係諸団体とも連携を図り、同期間内に生活安全をテーマとしたイベントを開催する。



式典の様子

I - 1 - (3) 防犯出前講座の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 区民が身近な犯罪の被害に遭わないようにするため、防犯推進員（生活安全担当課所属の警察OBの非常勤職員のこと）を中心に警察等と連携・協力し、地域に出向き、防犯に関する講座を実施する。



出前講座の様子

I - 1 - (4) 防犯キャンペーン活動

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 警察と連携し、特殊詐欺や痴漢被害防止のための防犯キャンペーン活動や防犯啓発活動を実施する。



I - 1 - (5) 防犯啓発グッズの配布

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 防犯啓発や不審者対策を図るため、犯罪被害防止ステッカー等の防犯啓発グッズを作製し、各種キャンペーンなどの機会を活用して配布する。

I - 1 - (6) 特殊詐欺対策の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 オレオレ詐欺等の特殊詐欺からの被害を防止するため、65歳以上の高齢者が居住する世帯を対象として、自動通話録音機を無料貸与するなど必要な対策を講じていく。



自動通話録音機

I - 1 - (7) **防災行政無線による注意喚起放送の実施**

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

- 【概 要】 警察からの情報により、不審電話が集中する地域へ防災行政無線による注意喚起の放送をリアルタイムで実施する。また、防災ポータル及び防災アプリにも同時に情報提供を実施する。

I - 1 - (8) **広告掲示物等による啓発活動の実施**

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概 要】 特殊詐欺等の被害防止を図るため、広告掲示物等による注意喚起を実施する。

2 防犯に関する情報の提供

地域全体の防犯力の向上を図るためには、広く区民に対して防犯に関する情報を提供することが重要です。

また、防犯パトロール等の実施にあたって、事前に防犯に関する情報を把握することで、より効果的な活動にすることができます。

そこで、北区ニュースやホームページをはじめ、メールの配信やチラシの配布など、あらゆる手段を活用して、区民に対し、防犯に関する情報を広く発信するよう努めます。

I - 2 - (1) 北区ニュースによる情報提供

所管課：生活安全担当課、広報課

活動主体：北区（生活安全担当課、広報課）

- 【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、安全・安心に関する啓発記事や区民、区、警察、消防などが行っている取り組みなどを北区ニュースに掲載する。

I - 2 - (2) ホームページを活用した情報提供

所管課：生活安全担当課、広報課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、積極的に犯罪情報や防犯に関する情報を区ホームページに掲載する。

I - 2 - (3) 北区メールマガジンによる情報提供

所管課：生活安全担当課、防災・危機管理課、産業振興課

活動主体：北区（生活安全担当課、産業振興課）

- 【概要】 区民へ広く情報提供するため、メール受信登録をしている区民に対し、「安全・安心情報」や、月2回の「消費生活情報」などをメールで配信する。
また、検挙情報等も可能な限り配信し、区民の安心感の向上を図る。

I - 2 - (4) 車両広報による情報提供

所管課：生活安全担当課、産業振興課

活動主体：北区（生活安全担当課、産業振興課）

- 【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、専用車両や商店街のスピーカーを活用し、注意喚起の音声を流す。
また、区内路線バスの車内広報を活用し、特殊詐欺や悪質商法などへの注意喚起及び相談窓口の案内等をする。

I - 2 - (5) **放送局と連携した情報提供**

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、J：COM東京と連携して防犯情報やキャンペーン情報等を発信する。

I - 2 - (6) **各種会議における情報提供**

所管課：地域福祉課、高齢福祉課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 高齢者の被害防止を図るため、例月の民生・児童委員協議会やケアマネージャー連絡会等において、警察や防犯推進員から特殊詐欺の事例を紹介するなど、情報提供に努める。

3 犯罪発生時における迅速な情報の提供

犯罪発生時には、犯罪被害の拡大を防止するために、犯罪の発生時間、場所、手口、犯人の特徴や逃走方向などの情報を、速やかに関係機関等に提供することが重要です。

そこで、警察等との連携を図り、発生した犯罪に関する情報を可能な限り、いち早く提供できるよう努めます。

I - 3 - (1) 不審者情報の提供

所管課：生活安全担当課、総務課、地域振興課、子どもわくわく課、保育課、教育指導課

活動主体：北区（生活安全担当課、総務課、地域振興課、子どもわくわく課、保育課、教育指導課）、警察

【概 要】 警察及び教育委員会等からの不審者に関する情報については、犯罪発生及び犯罪被害の拡大を防止するため、児童館、区内公立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校等に速やかにメールやFAX等で送付する。

I - 3 - (2) (再掲) ホームページを活用した情報提供

I - 3 - (3) (再掲) 北区メールマガジンによる情報提供

I - 3 - (4) (再掲) 車両広報による情報提供

I - 3 - (5) 防災行政無線による情報提供

所管課：生活安全担当課、防災・危機管理課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

【概 要】 凶悪犯が逃亡中には、犯罪被害の拡大を防止するために、防災行政無線を活用して周知を図る。

Ⅱ 防犯活動の充実

地域における犯罪を未然に防ぎ、だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、警察はもとより、区民、事業者などと区が一体となって、地域全体で取り組んでいく必要があります。

また、区内の一部の繁華街で行われている客引き行為等が、区民や来街者の快適で平穏な生活に影響を与えているため、条例に基づいた的確な対応が必要です。

そこで、こうした観点から、積極的に防犯パトロールを推進するとともに、区民等が行う防犯パトロール活動をはじめとする自主的な活動を支援し、防犯活動の充実を図ります。

1 防犯パトロール活動の推進

区には、公園や学校をはじめとする公共施設を中心として、区内全域の安全を維持することが求められており、そのためには、パトロール活動を実施することが必要です。

また、悪質な客引き行為等による通行の妨げや案内店での料金トラブルなど、区民や来街者の安全で安心な生活への影響が懸念されています。

そこで、区は、青色回転灯をつけたパトロールカーで公園や学校をはじめとする公共施設などを含めた地域全体のパトロール活動や客引き行為等に対し重点的に取り組むべき地域におけるパトロール活動を行います。

Ⅱ - 1 - (1) 地域安全・安心パトロール事業の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

【概 要】 地域における安全を図るため、子どもが利用する施設をはじめ区内公共施設など区内全域に、青色回転灯のついた専用車両による365日24時間パトロールを実施する。



青色防犯パトロール（青パト） 隊員及び車両

Ⅱ - 1 - (2) 資源持ち去り防止パトロールの実施

所管課：北区清掃事務所

活動主体：北区（北区清掃事務所）

- 【概 要】 ごみ集積所における資源の無断持ち去りを防止するため、集積所等のパトロールを実施する。

Ⅱ - 1 - (3) 客引き行為等防止パトロールの実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察、区民、商店街、関係団体、ボランティア

- 【概 要】 区内の公共の場所における客引き行為等を禁止するとともに、特に重点的に取り組むべき区域については、特定地区と指定のうえ巡回パトロールを実施し指導にあたる。



2 防犯パトロール活動等への支援

地域を安全・安心なまちにするためには、区内で活動しているボランティアによる防犯パトロール団体などの自主的な防犯活動の活性化が重要となります。

また、区民、事業者及び関係機関等と構築した安全・安心のためのネットワーク活動を推進していくことも重要です。

そこで、こうした活動が効率的・効果的、かつ継続的な活動としていくために、警察や防犯協会などとも連携を図りながら、物品の助成をはじめとする必要な支援を行います。

Ⅱ-2-(1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 地域における防犯パトロール活動が効果的になるため、北区安全・安心ネットワーク加入団体に対し、効果的なパトロール活動方法等について、助言・指導を行うとともに、ステッカーやプレートの配付などの物品を助成するとともに、ボランティア保険への加入などの各種活動支援を行う。

Ⅱ-2-(2) パトロールマニュアルの配付

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 効果的な防犯パトロールの実施に向けて、防犯ボランティア団体に対して、パトロールに役立つ内容を盛り込んだパトロールマニュアルを配付する。

Ⅱ-2-(3) 防犯パトロール向上のための研修の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 地域における効果的なパトロールを実施するため、防犯パトロール団体及び防犯ボランティア団体に対して、犯罪情勢に合わせた研修会を実施する。

Ⅱ - 2- (4) 合同パトロールの開催への支援

所管課：生活安全担当課、地域振興課

活動主体：北区（生活安全担当課、地域振興課）、警察、区民

【概 要】 より効果のあるパトロールを実施するため、複数のパトロール団体が合同で実施する合同パトロール事業の実施に際しては、希望に応じて青色回転灯装着のパトロールカーの参加など、必要な支援を行う。



昭和町地区5町会合同防犯パトロールの集合写真

Ⅱ - 2 - (5) 歳末防犯・防火パトロールの実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課、防災・危機管理課）、警察、消防、区民、関係団体

【概 要】 年末に町会・自治会、商店街、警察署、消防署、関係機関、関係団体などと連携・協力し、防犯と防火への啓発を目的として合同パトロールを実施する。



歳末防犯・防火パトロールの様子

Ⅱ - 2 - (6) 祭礼時等の合同パトロールの実施

所管課：生涯学習・学校地域連携課、地域振興課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、地域振興課）、関係団体、区民

【概 要】 祭礼・地域の祭り等に伴う非行防止・犯罪抑止を目的に、北区青少年地区委員会、小中学校PTA、町会・自治会等が合同でパトロールを実施する。

3 防犯設備の整備に対する支援

地域における犯罪を未然に防ぐためには、地域防犯パトロールなどの自主防犯組織による活動に加え、犯罪抑止を目的とした防犯カメラを設置するなど、防犯設備面での対策が効果的です。

そこで、町会・自治会及び商店街等の地域団体が、公共の安全や犯罪の未然防止などを目的とする防犯設備の整備に対して補助を行います。

Ⅱ-3-(1) 防犯カメラ設置に対する補助

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 犯罪の抑止などを目的として、町会・自治会や商店街等の地域団体が設置する防犯カメラに対し、補助金を交付する。
また、犯罪が多発しながら設置がない地域等へ設置に向けて働きかけを行う。

Ⅱ-3-(2) 防犯カメラ運用経費及び維持管理経費に対する補助

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 犯罪の抑止などのため、公共の場所に防犯カメラを設置している団体に対し、その電気代などの運用や修繕費などの維持管理に関する必要経費の一部を補助する。



防犯カメラ

Ⅲ 犯罪の防止に配慮した地域環境づくりの推進

犯罪防止には、地域自体が犯罪を抑止する力を有するなど、犯罪が発生しにくい地域環境にしていけることが重要です。

そこで、区の施設、公園、道路、駐輪場など、暗く見通しの悪い場所などについて、改めて犯罪防止の観点から点検を行うとともに、必要な改善を図るなど、安全の確保に努めます。また、国や都、関係団体などが管理する施設については、管理者と連携を取りながら、必要な点検・改善を図ります。

1 施設等の安全対策の推進

区民センターや図書館、駐車場や駐輪場などの公共施設等は、誰もが安全で安心して利用できることが必要であり、そうした場所における犯罪を防ぐためには、犯罪者が犯行をあきらめるような環境にしていけることが重要です。

また、こうした環境は、公共施設のみならず、他の施設や民間住宅等においても同様です。

そこで、施設等における視認性や防犯性の向上などの安全対策を推進します。

Ⅲ - 1 - (1) 防犯カメラの設置

所管課：各施設所管課

活動主体：北区（各施設所管課）

【概要】 各施設における犯罪抑止のため、防犯カメラを設置する。

Ⅲ - 1 - (2) 駐車場・駐輪場管理運営の安全対策の実施

所管課：土木管理課

活動主体：北区（土木管理課）

【概要】 区立の駐車場・駐輪場の安全確保のため、防犯カメラの設置・運用や随時点検を行い照明の照度アップなど、必要に応じて対策を行う。

Ⅲ - 1 - (3) 共同住宅等の犯罪防止に関する事前協議

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

【概要】 共同住宅や飲食店等、一定基準以上の建築物の防犯性を高めるため、建築確認申請する建築主に対し、警察と事前協議を行うよう依頼する。

2 公園、道路の安全対策の推進

公園や道路は、誰もが安全で安心して利用したり、通行できたりすることが重要です。

そこで、随時、公園や道路の安全点検を実施するとともに、必要に応じて視認性の確保をはじめとする改善を行うなど、安全確保に努めます。

Ⅲ-2-(1) 公園の安全対策の実施

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 公園の安全性向上のため、点検し、見通しを確保するため、樹木の剪定等の必要な対策を行う。

Ⅲ-2-(2) 道路の安全対策の実施

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 道路の安全性向上のため、街路灯をLED化し、必要に応じて樹木の剪定等の対策を行う。

Ⅲ-2-(3) 公園等への防犯カメラの設置

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 防犯環境の整備及び地域防犯力の向上を図るため、公園等に防犯カメラを設置する。



防犯カメラ（飛鳥山公園）

3 地域環境の整備

落書きが多い、自転車やごみが放置されたままとなっている、街路灯が切れている、窓ガラスが割られていてもそのままの地域は、環境に対する関心が薄いと思われ犯罪抑止の観点から望ましい地域とは言えません。

そこで、区民・地域団体・事業者・土地所有者等との連携を図りながら、自転車やごみの放置、暗がり等を無くすなど、犯罪を起こしにくい環境美化に努めます。

Ⅲ-3-(1) 私道防犯灯への支援

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 道路の安全性向上のため、私道防犯灯新設・改修費について補助するとともに、管理運営費についても補助する。

Ⅲ-3-(2) 防犯環境改善対策の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、区民、関係団体、警察。

【概要】 地域における安全性向上のため、道路、公園を中心とした落書き消しや植栽等の防犯環境の改善を行う。



王寿会による植栽(王子三角公園)

Ⅳ 子どもの安全対策の推進

各地で子どもが被害者となる事件、事故が頻繁に発生している状況の中で、次代を担う子どもが、安全な地域で、安心して育つことができるように環境を整備することが重要です。

そこで、学校をはじめ、幼稚園や保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等、子どもを対象とした施設や通学路などの周辺地域における安全性を高め、子どもが安心して過ごすことができるように取り組みます。

1 子どもに対する防犯学習の推進

子どもが、不審者からの声掛けや痴漢等の被害に遭わないためには、パトロール活動をはじめ、地域で見守ることも重要ですが、子ども自身が、防犯に関する知識や技術を身に付けることが最も重要です。

そこで、学校、幼稚園や保育園などにおいて、子ども自身に対して、不審者に声を掛けられた際の対応などの知識や技術等の習得を推進します。

Ⅳ - 1 - (1) 子ども防犯教室の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察

- 【概要】子どもの防犯意識の向上を図るため、防犯推進員を中心に、幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等に通う児童を対象に防犯教室を実施する。
特に、わくわく☆ひろばについては、全校で実施する。

Ⅳ - 1 - (2) セーフティ教室の開催

所管課：教育指導課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（教育指導課、子どもわくわく課、保育課）、警察

- 【概要】子どもの防犯意識の向上を図るため、学校、児童館・子どもセンター、保育園等において、警察署と連携するなど、不審者等への対処法や非行防止に関する学習を実施する。

Ⅳ - 1 - (3) 地域安全マップの作成

所管課：教育指導課

活動主体：北区（教育指導課）

- 【概要】 児童の防犯意識の向上を図るため、安全教育の一環として、区立学校で、児童自らが事件や事故が起こるかもしれないと不安に感じる場所などを調査し、まとめた地図（手製）を作成する。

Ⅳ - 1 - (4) 子ども安全手帳の配付

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 児童の防犯意識の向上を図るため、子ども向け防犯啓発用の手帳を作成して、全小学校入学児童に配付する。



子ども安全手帳

Ⅳ - 1 - (5) 夕焼けチャイムの放送

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）

- 【概要】 児童の防犯対策の一環として、帰宅を促す目安として、防災行政無線により、夕焼けチャイムを放送する。

2 学校等における安全対策の推進

学校をはじめ、幼稚園や保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等、子どもを対象とした施設については、まず、何よりも安全であることが重要です。

また、外部から学校等に侵入して事件を引き起こした事例に見られるように、外部から容易に侵入することができるようでは、安全とは言えません。万が一、侵入された場合でも、子どもに被害が及ばないように努めることが重要です。

そこで、子どもの安全を確保するため、学校などの各施設における安全対策を推進します。

Ⅳ-2-(1) 不審者対応訓練の実施

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 防犯力向上のため、防犯推進員を中心に、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等の職員を対象に不審者対応訓練を実施する。

Ⅳ-2-(2) オートロック付き門扉の設置

所管課：学校改築施設管理課、保育課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、保育課）

- 【概要】 不審者の侵入を防ぐため、区立小学校、区立幼稚園、保育園では、オートロック機能のついた門扉とする。

Ⅳ-2-(3) 学校周辺の防犯カメラの整備

所管課：学校改築施設管理課、学校支援課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、学校支援課）

- 【概要】 学校周辺の安全を図るため、経年により老朽化した区立小中学校の防犯カメラの更新を行う。

Ⅳ－２－（４） 保育園への防犯カメラの設置

所管課：保育課

活動主体：北区（保育課）

- 【概要】 不審者対策や犯罪抑止等のため、保育園に防犯カメラを設置する。

Ⅳ－２－（５） モニター付インターホンの設置

所管課：学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 不審者対策として、区立幼稚園、保育園、学童クラブ等に訪問者を確認できるモニター付インターホンを設置する。

Ⅳ－２－（６） 非常通報装置「学校１１０番」の設置

所管課：学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 侵入者対策のため、区立小中学校、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、学童クラブ等において、緊急時に警察に通報することができる「学校１１０番」を設置する。



学校110番(左:受理用電話機、右:通報ボタン)

Ⅳ-2-(7) 防犯資機材の配備

所管課：学校支援課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（学校支援課、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 侵入者対策のため、区立小学校、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、学童クラブ等にさすまたなどの防犯資機材を配備する。
また、定期的に防犯資機材を活用した防犯訓練を実施する。

Ⅳ-2-(8) 保育園への防犯ブザー等の配備

所管課：保育課

活動主体：北区（保育課）

- 【概要】 防犯対策のため、保育園等に防犯ブザーや催涙スプレー等を配備し、防犯訓練等にて取扱い方法の習得を図る。

Ⅳ-2-(9) 放課後子ども総合プランの推進

所管課：子どもわくわく課

活動主体：北区（子どもわくわく課）

- 【概要】 安全・安心な子どもの居場所、生活の場の提供のため、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する放課後子ども総合プランを平日の放課後や土曜日、長期休業中に開催する。

Ⅳ-2-(10) 防犯啓発プレートの設置

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

- 【概要】 子どもに対する防犯啓発のため、公園や児童遊園、区立小学校等子どもを対象とした施設を中心に、不審者等に会ったときの対応方法を記載した防犯啓発プレートを設置する。

Ⅳ-2-(11) 不審者対応マニュアルの作成・活用

所管課：教育指導課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（教育指導課、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 区立学校、区立幼稚園、こども園、保育園、児童館・子どもセンター、学童クラブ等において不審者等に迅速かつ適切な対応を図るため、マニュアルを作成し、活用する。

3 通学路等の安全対策の推進

子どもが被害者となる事件・事故は、その大半が、登下校中に発生しています。事前に、定期的な安全点検を行い通学路等の中で危険と思われる場所を把握し、必要な対策を講じることは、犯罪を未然に防止する上からも非常に重要です。

そこで、学校ごとの通学路等の安全点検を実施して、安心して通学等ができるように改善を行うなどの安全対策を推進します。

Ⅳ-3-(1) 警察官による立ち寄り警戒の実施

所管課：教育指導課

活動主体：北区（教育指導課）、警察

【概要】 児童の犯罪被害防止のため、警察官が小学校への立ち寄り、学校周辺や通学路等の警戒活動を実施する。

Ⅳ-3-(2) 子ども安全ボランティア登録制度の推進

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）、区民

【概要】 地域全体で子どもの安全を見守る活動を行うため、各区立小学校単位で、PTA、地域住民等に協力いただく「子ども安全ボランティア」制度の推進を図る。

Ⅳ-3-(3) 子ども110番事業への支援

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）、区民、警察

【概要】 小学生の登下校時の安全確保のため、子どもが緊急時に逃げ込める通学路周辺の民家、事業所等にプレートを貼付するPTA活動を支援する。

Ⅳ-3-(4) 通学路の安全点検の実施

所管課：学校支援課、交通事業担当課、道路公園課

活動主体：北区（学校支援課、交通事業担当課、道路公園課）、警察、区民

【概要】 小学生の登下校時の安全確保のため、区立小学校の通学路を警察、PTAと協力して、子どもの安全に関する総合的な点検を行う。

Ⅳ - 3 - (5) 遊具点検の実施

所管課：道路公園課、学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（道路公園課、学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課）

【概 要】 子どもの安全対策として、公園や学校等の遊具を計画的に点検する。点検結果に基づき、必要に応じて、補修または撤去などを行う。

Ⅳ - 3 - (6) 小学生への防犯ブザーの配付

所管課：生涯学習・学校地域連携課、生活安全担当課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、生活安全担当課）

【概 要】 児童の防犯対策のため、小学生に防犯ブザーを配付する。



防犯ブザー

4 子どもの安全のための連携推進

子どもを守るための取り組みは、学校をはじめ、区や警察など、行政のみの対応では決して十分とは言えず、保護者をはじめ、町会や自治会、関係団体など地域全体で取り組むことが大切です。そのためには、それぞれの役割分担を明確にした上で、その役割を責任持って果たしていくことが重要です。

そこで、学校をはじめ、区や警察など、保護者、町会、自治会、関係機関などが役割分担を明確にするとともに、連携を図りながら、子どもの安全確保のための取り組みを推進します。

Ⅳ-4-(1) 北区サポートチーム協議会の設置・運営

所管課：教育指導課

活動主体：北区（教育指導課）、警察、関係団体、区民

- 【概要】 児童・生徒にかかわる問題の迅速かつ適切な解決に向けて、区立学校の児童・生徒のいじめや虐待、経済状況に起因する貧困や生活指導上の問題などで、複数の関係機関が連携して支援する必要があると判断されるケースについて、相互に連携して対応する「北区サポートチーム」をその都度発足し、対応する。本チームは、警察、児童相談所、保護司、民生委員及び学校の関係機関で組織する。

Ⅳ-4-(2) 合同連絡会議の開催

所管課：生涯学習・学校地域連携課、地域振興課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、地域振興課）、区民、関係団体

- 【概要】 子どもの健全かつ安全な生活に向けて、青少年地区委員会、町会・自治会、保護司会等が連携して夏休み・冬休みなどの長期休業対策について協議する合同連絡会議を開催する。

Ⅳ-4-(3) 愛の一声運動の実施

所管課：生涯学習・学校地域連携課、地域振興課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、地域振興課）

- 【概要】 子どもの犯罪抑止や非行対策のため、青少年地区委員会、母の会、町会・自治会、小中学校PTA等が連携してパトロールを実施し、防犯や非行防止の呼びかけを行う。

Ⅳ－４－（４） **子ども見守りネットワークの活用**

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課、総務課、地域振興課、子どもわくわく課、保育課、教育指導課）

- 【概 要】 子どもを犯罪から守るため、子どもを狙った犯罪などが発生した場合に、学校や保育園、幼稚園、子ども園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し、一斉にメール送信する等、各施設への迅速な周知を行う。

Ⅳ－４－（５） **地域ふれあいパトロールの実施**

所管課：子どもわくわく課

活動主体：北区（子どもわくわく課）、区民

- 【概 要】 児童の安全対策の一環として、児童館・子どもセンター、学童クラブ周辺でパトロールを実施する。



V 防犯のためのしくみづくり

地域を犯罪が起これにくい安全・安心なまちにするためには、一人でも多くの区民が積極的に生活安全のための取り組みに参加することが大切です。そして、そうした活動を行っている個人や団体が連携して防犯のための取り組みを行っていくことが必要です。さらに、区をあげたネットワークの構築を図ることも重要です。

そこで、一人でも多くの区民が参加できるようなしくみを構築するとともに、地域の安全性を高める多様なネットワークの構築など、区民と協働した防犯のためのしくみづくりに取り組みます。

1 地域安全活動の参加促進

地域の安全を推進するには、一人でも多くの区民が防犯パトロールをはじめとする、地域安全活動に参加することが必要です。

そこで、こうした活動への参加を呼び掛けるとともに、参加を希望する人々に対して、活動団体に関する情報を提供し、団体結成に関する助言など、必要に応じた取り組みの推進を図ります。

V-1-(1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体の募集

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

【概要】地域の安全・安心のため、地域において定期的にボランティアでパトロールを行っていただく区民や区内事業者等を募集する。

V-1-(2) 北区安全・安心情報メール登録者の募集

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

【概要】地域の安全・安心のため、区内の防犯情報等を不定期に送信する北区安全・安心情報メールへの登録者を募集する。

V-1-(3) 防犯（学生）ボランティアの加入促進

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）

【概要】地域の防犯力向上のため、区内に所在する大学生を中心とした若い世代に対し、防犯ボランティアへの加入を促進する。

V-1-(4) (再掲) ホームページを活用した情報提供

2 地域における防犯ネットワークの推進

地域全体の防犯力を向上させるには、各活動団体が単独で活動することも必要ですが、それぞれの活動団体が、連携することでより効果的な取り組みとなります。また、区民、事業者、関係団体、関係機関等による連携を図る必要もあります。

そこで、同じ目的を有する活動団体が相互に連携して取り組むことができるような地域における防犯ネットワークの構築を推進します。

V-2-(1) 各小学校における子ども安全対策協議会の設置

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）、関係団体、区民

- 【概要】子どもの安全に向けた取り組みの推進を図るため、各小学校に警察、PTA、地域住民等による意見交換や情報交換を行う場としての協議会を設置する。

V-2-(2) おたがいさまネットワーク等を活用した見守り体制の充実

所管課：長寿支援課

活動主体：北区（長寿支援課）、関係団体、区民

- 【概要】高齢者の防犯対策にも資するべく、支援を求めている高齢者に対し、適切な支援ができるように、関係者が協力しあえるネットワークの充実を図る。

V-2-(3) 高齢者虐待防止センターの運営

所管課：高齢福祉課

活動主体：北区（高齢福祉課）

- 【概要】高齢者に対する虐待を防止するため、高齢者等からの相談を受け付けるとともに、虐待事案への対応を行う。

V-2-(4) 障害者虐待防止センターの運営

所管課：障害福祉課

活動主体：北区（障害福祉課）

- 【概要】障害者に対する虐待を防止するため、障害者等からの相談を受け付けるとともに、虐待事案への対応を行う。

V - 2 - (5) **児童虐待未然防止事業の実施**

所管課：子ども家庭支援センター

活動主体：北区（子ども家庭支援センター）

- 【概 要】 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待防止のネットワーク化を図る。

V - 2 - (6) **配偶者暴力相談支援センターの運営**

所管課：多様性社会推進課

活動主体：北区（多様性社会推進課）

- 【概 要】 被害者を配偶者からの暴力から守るため、被害者からの相談を受け付けるとともに、関係機関と連携し、総合的な被害者支援を行う。

3 区民等と区の協働の推進

地域の安全を推進するためには、区民、事業者、関係団体及び関係機関等と区が、互いに連携・協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、必要に応じて、それぞれが協議できる場を設定したり、協働事業を実施したりするなど、地域における協働を推進します。

V-3-(1) 東京都北区生活安全推進協議会の開催

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区、関係機関、関係団体

【概要】 東京都北区生活安全条例に基づき、北区の安全・安心に関する取り組みについて協議を行うため、東京都北区生活安全推進協議会を開催する。また、本協議会の下部組織として、東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会を設けている。

V-3-(2) 暴力団排除にむけたしくみづくりの推進

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察、区民、商店街

【概要】 「安全で安心してらせるまち、北区」の更なる実現に向けて、区民、事業者及び関係行政機関等が連携して地域社会全体として暴力団を排除するためのしくみづくりを推進していく。



赤羽警察署管内暴力団等排除協議会

V-3-(3) インバウンドに対応するための施策の推進

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課、生活衛生課）

- 【概要】 訪日外国人が、日本国内において犯罪被害に遭わないため、訪日外国人向けの防犯に関する情報発信を行う。また、区内に居住する外国人と一緒に防犯活動など行うことにより、地域住民との融和を推進する。
また、住宅宿泊事業の適正な実施を図るため、住宅宿泊事業法に基づく条例制定の必要性について検討を進める。



東洋大学の留学生たちとの地域活動

V-3-(4) 北区ながら見守り活動の推進

所管課：生活安全担当課

活動主体：北区（生活安全担当課）、警察、郵便局、信用金庫

- 【概要】 犯罪の未然防止対策や治安対策など安全・安心まちづくりをさらに強化するため、区と王子・赤羽郵便局、東京都信用金庫協会及び区内3警察署と協定を締結し、犯罪・事故等の情報収取や局員・信金職員による見守り活動の実行、各種犯罪情報の提供等を推進していく。
さらに、今後は連携・協力が得られる事業者を増やしていく。



ステッカーを貼った郵便車

V - 3 - (5) **中小企業のサイバーセキュリティ対策の推進**

所管課：防災・危機管理課、生活安全担当課

活動主体：北区（防災・危機管理課、生活安全担当課）、警察、東京商工会議所北支部

【概 要】 区、東京商工会議所北支部、警察署は、サイバーセキュリティに関する協定を締結し、相互に協力して、区内に所在する中小企業の事業者におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪による被害防止を図る。

第4章 計画の実現に向けて

1. 基本的な役割分担

生活安全の推進にあたっては、区民、関係団体、事業者、警察・消防などの関係機関及び区が緊密な連携の下、一体となって推進していくことが重要です。

そのため、それぞれが基本的に果たすべき役割を以下のとおりとします。

(1) 区の役割

- 生活安全に関する広報及び啓発
- 区民、関係団体、事業者、土地所有者等による生活安全に関する自主的活動に対する支援
- 生活安全を推進するための環境の整備
- 区民の生活安全のための施策の推進
- 関係機関、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民との緊密な連携の構築及び推進
- 新たな建築物の防犯への配慮について警察との協議を指導

(2) 区民の役割

- 自らの生活が安全に営まれる環境の確保への努力
- 区などが実施する生活安全に関する施策への協力
- 生活安全に関する自主的活動への積極的な参加

(3) 警察の役割

- 区民の防犯等の確保に必要な措置の実施
- 区などが実施する防犯等に関する施策への積極的な協力
- 区、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民に対して、防犯等に関する情報提供への努力

(4) 消防の役割

- 放火予防に必要な措置の実施
- 区などが実施する放火予防に関する施策への積極的な協力
- 区、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民に対して、放火予防に関する情報提供への努力

(5) 関係団体の役割

- 区などが実施する生活安全に関する施策への協力

(6) 事業者の役割

- 犯罪を防止するための設備の設置その他必要な措置の実施
- 区などが実施する生活安全に関する施策への協力
- 区民の生活安全を阻害するおそれのある勧誘、宣伝行為の自粛

(7) 土地所有者等の役割

- 所有、占有又は管理する土地又は建築物等に係る安全な環境の確保への努力
- 区民の生活安全のために必要な措置の実施

○ 区などが実施する生活安全に関する施策への協力

2. 区における推進体制の整備

区はこれまで、北区生活安全条例の制定をはじめ、庁内・区内にそれぞれ推進の拠り所となるしくみを構築するなど、積極的に取り組んできました。

今後も、これまでの仕組みを生かしつつ、さらに機能強化を図るとともに、必要に応じて、新たな組織を構築するなど、プランの着実な推進を図ります。

(1) 東京都北区生活安全推進協議会

東京都北区生活安全条例の推進に資するため、区内の関係団体の代表者等により構成する組織で、定期的を開催しています。

また、本協議会の下部組織である東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会についても、同様の取り組みに努めます。

(2) 北区安全・安心ネットワーク

誰もが安全で安心して生活することのできる地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関が連携しながらネットワークの構築を図っています。

また、登録した団体・事業者へは情報提供や活動事例の共有化などにより、活動の活発化を進めます。

3. 国・東京都との連携強化

施策の推進にあたっては、北区における生活安全の課題に適切に対応していくためには、広域的・制度的な対応が必要となっています。このため、国や東京都と連携した取り組みを推進するとともに、必要に応じて提案・要望を行っていきます。

4. 計画的な推進

プランの推進にあたっては、区民のニーズや社会情勢の変化などをふまえ、毎年度、事業計画を作成し、「北区生活安全推進協議会」における審議を経て、計画的な推進に努めます。

参考資料

東京都北区生活安全条例

平成一五年一二月五日
条例第三七号

（目的）

第一条 この条例は、区民の生活安全に関する意識の高揚を図るとともに、地域における犯罪を防止するため、東京都北区（以下「区」という。）、関係機関、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民が、相互に連携した活動を行うことにより、安心して生活することができるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区の区域内に居住又は滞在する者（区内を通過するものを含む。）をいう。
- 二 生活安全 犯罪から区民の生命、身体及び財産を守り、区民が安心して生活することができることをいう。
- 三 関係機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の生活安全に関する事務を所管する官公庁をいう。
- 四 関係団体 防犯協会等、生活安全に関する活動を行う団体をいう。
- 五 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- 六 土地所有者等 区内に所在する土地又は建築物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（区の責務）

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- 一 生活安全に関する広報及び啓発
 - 二 区民、関係団体、事業者、土地所有者等による生活安全に関する自主的活動に対する支援
 - 三 生活安全を推進するための環境の整備
 - 四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な事項
- ２ 区は、前項の施策の実施にあたっては、関係機関、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民と緊密な連携を図るものとする。
- ３ 区は、共同住宅及び店舗その他の不特定多数の者が利用する建築物であっ

て、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定めるものについて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定により区の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、犯罪の防止に配慮した設備の設置に関して、当該建築物の所在地を管轄する警察署と協議するよう指導するものとする。

（区民の責務）

第四条 区民は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努めるとともに、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

（関係機関の責務）

第五条 関係機関は、区民の生活安全の確保に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、区などが実施する生活安全に関する施策に積極的に協力するものとする。

2 関係機関は、区、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民に対し、生活安全に関する情報提供に努めるものとする。

（関係団体の責務）

第六条 関係団体は、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、事業活動を行うにあたり、犯罪を防止するための設備の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、区民の生活安全を阻害するおそれのある勧誘、宣伝行為等を自粛しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第八条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物に係る安全な環境の確保及び区民の生活安全の確保に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

（生活安全推進協議会の設置）

第九条 区は、この条例の目的を達成するため生活安全推進協議会を置く。

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

東京都北区生活安全条例施行規則

平成一六年三月一七日
規則第八号

改正 平成一七年 三月三一日規則第五 平成一九年 三月三〇日規則第四
七号 三号
平成二〇年 三月二七日規則第二
一号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区生活安全条例（平成十五年十二月東京都北区条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築主に対する指導)

第二条 条例第三条第三項に規定する建築物は次のとおりとする。

- 一 共同住宅で階数が三階建て以上又は十五戸以上の戸数を有するもの
- 二 物品販売業を営む店舗で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの
- 三 コンビニエンスストアその他の長時間営業の店舗
- 四 飲食店で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの
- 五 旅館、ホテル等の宿泊施設を有するもの
- 六 不特定多数の者が利用する遊技場、劇場、映画館等の用途に供するもの

(生活安全推進協議会)

第三条 条例第九条に規定する生活安全推進協議会として、東京都北区生活安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

２ 推進協議会は、生活安全に関する問題の現状把握に努めるとともに、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項について協議する。

(推進協議会の組織)

第四条 推進協議会は、三十五人以内の委員で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 防犯協会の代表者
- 二 町会、自治会及び青少年関係団体等の代表者
- 三 東京都北区議会議員
- 四 学識経験者
- 五 東京都北区（以下「区」という。）の区域を管轄する警察署、消防署及び区の職員

六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

２ 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

３ 推進協議会に会長を置き、区長をもつて充てる。

４ 会長は、推進協議会を招集し、会務を総理する。

５ 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

６ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（連絡委員会の設置）

第五条 推進協議会に、第三条第二項に規定する協議に必要な事項を調査審議させるため、及びその運営に関する事項を審議させるため、東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会（以下「連絡委員会」という。）を置く。

（庶務）

第六条 推進協議会及び連絡委員会に関する庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

（委任）

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第五七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月三〇日規則第四三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年三月二七日規則第二一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。



東京都北区生活安全推進プラン

発	行	東京都北区
発	行	日
刊行物登録番号		61-1-119
編	集	生活安全担当課
		東京都北区王子本町1-15-22
		電話 03(3908)1121
		http://www.city.kita.tokyo.jp